

船舶事故調査報告書

令和6年3月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年6月19日 07時40分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市大島 ^{くぐなりはま} 十八鳴浜東方沖 気仙沼唐島灯台から真方位342° 1,280m付近 (概位 北緯38° 52.4′ 東経141° 38.2′)
事故の概要	漁船 ^{きょうしん} 共進丸は、漂泊して清掃作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 共進丸、3.4トン MG3-49293（漁船登録番号）、個人所有 10.70m (Lr) × 2.85m × 0.89m、FRP ディーゼル機関、191kW（動力漁船登録票による）、平成27年 9月11日
乗組員等に関する情報	船長 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月4日 免許証交付日 令和元年6月13日 (令和6年10月3日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、延縄式ほたて養殖施設（以下「養殖施設」という。）の浮体等の清掃作業を行う目的で、令和5年6月19日07時30分ごろ気仙沼市 ^{そとしま} 外浜港を出港し、十八鳴浜東方沖の養殖施設に向かった。 本船は、07時38分ごろ養殖施設に到着し、船首を東方に向けて浮体の南側約4mで行きあしを止めて漂泊し、主機を中立運転とした後、浮体等の清掃作業に取り掛かった。 船長は、操舵室前面の中央付近の前部甲板上で浮体に取り付けてい

浮体

（長さ約 1 m、最大直径約 50 cm、プラスチック製、たまご形、両端にロープ穴付）

取付けロープ

（長さ約 2.5 m、直径約 12 mm、ナイロン製）

たロープ（以下「取付けロープ」という。）に同室前面の右舷側の同甲板上に設置した電動昇降式クレーン（以下「クレーン」という。）から延びたロープの先端に取り付けたロープキャッチャー（以下「キャッチャー」という。）を引っ掛けた後、前部甲板の左舷側中央付近に移動し、クレーン用リモコンを操作して浮体の引き寄せを開始した。（図 1、図 2 参照）

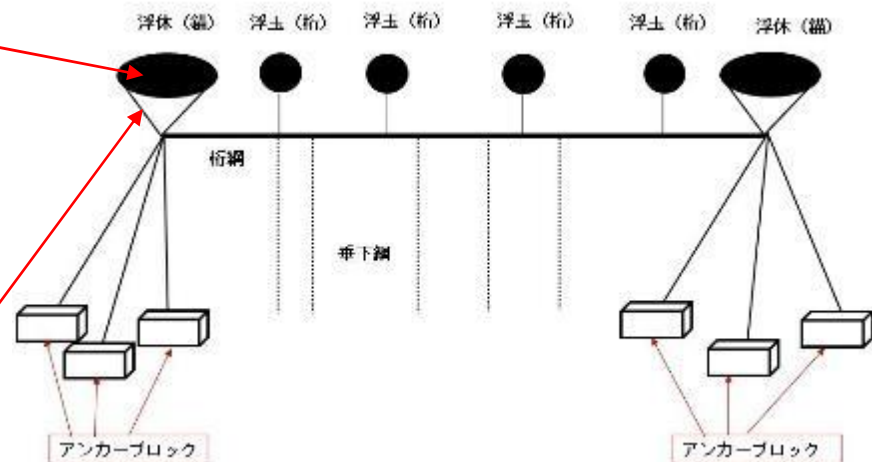
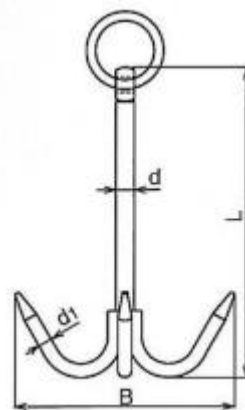


図 1 養殖施設に取り付けられた浮体等の略図



キャッチャー

（重さ 1.8 kg、ステンレス製
d : 19 mm、d1 : 16 mm
L : 315 mm、B 220 mm）

図 2 キャッチャー

本船は、07時40分ごろ、浮体が約2 mの距離まで接近した際、キャッチャーを引っ掛けていた付近で取付けロープが破断し、その反動で大きく振れ回ったキャッチャーが、船長の右前腕を直撃した。

甲板員は、携帯電話で119番通報をして救急車を要請するとともに、清掃作業をやめ、船長が、本船を操船して帰途に就いた。

本船は、08時00分ごろ外浜港に入港し、船長が、救急車で気仙沼市内の病院に搬送され、診察の結果、右前腕橈骨及び尺骨骨折と診断され、手術を受けて23日間入院した。

（付図 1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項	船長によれば、本事故発生に至る状況等は、次のとおりであった。 (1) ふだん浮体等の清掃作業に当たり、取付けロープの触手点検までは行っていなかったものの、目視点検を行っており、本事故当時も同様に目視点検を行った際、異状を認めなかった。 (2) 取付けロープは、令和2年6月ごろ新替えを行った。また、取付けロープは、3～4年ごとに新替えを行っていたものの、取付けロープが、経年により劣化していたのかもしれないと本事故後に思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、十八鳴浜東方沖において、漂泊して浮体等の清掃作業中、船長が、キャッチャーを取付けロープに引っ掛けて、クレーンで浮体を引き寄せていたところ、取付けロープが破断したことから、その反動で大きく振れ回ったキャッチャーが、自身の右前腕を直撃して負傷したものと考えられる。 船長は、浮体等の清掃作業を行う際、取付けロープの目視点検を行っていたものの、経年により劣化していたことから、本事故時に取付けロープが破断して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、十八鳴浜東方沖において、漂泊して浮体等の清掃作業中、船長が、キャッチャーを取付けロープに引っ掛けて、クレーンで浮体を引き寄せていたところ、取付けロープが破断したため、その反動で大きく振れ回ったキャッチャーが、自身の右前腕を直撃したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、毎年行う浮体等の清掃作業の際、取付けロープの触手点検を行い、劣化状況に応じて取付けロープの新替えを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

